

電気事業法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第四（第六十五条関係）			
工事の種類 一〇七（略） 八 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号） 第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（海域にあり、定置式のものに限る。）に設置する電気工作物に係る工事	事前届出を要するもの （略） 内燃機関（ディーゼル発電機に限る。）の設置又は改造であつて、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書六第三章第十三規則1.1、1.2及び1.3並びに2.1の要件を満たすもの	工事の種類 一〇七（略） 八 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号） 第二条第二項に規定する鉱山に属する工作物（海域にあり、定置式のものに限る。）に設置する電気工作物に係る工事	事前届出を要するもの （略） 内燃機関（ディーゼル発電機に限る。）の設置又は改造であつて、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書六第三章第十三規則(1)及び(2)(a)の要件を満たすもの